令和５年２月13日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

マスク着用の考え方の見直し等について（令和５年３月13日以降の取扱い）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より通知がありましたのでお知らせいたします。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用について、政府が令和５年３月13日より、個人の判断に委ねることを基本とし、その判断に資するよう、感染防止対策として効果的である場面などを示し、一定の場合には推奨する考え方に見直す旨、連絡するものです。

見直し後の考え方においては、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用を推奨する場面として、医療機関受診時、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時が示されており、症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控え、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用することとされています。

また、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用が推奨されています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）